



郡山市自治会連合会、不動産関係団体と 町内会加入促進について情報交換を行います



令和5年1月23日

郡山市市民部

市民・NPO活動推進課

課長 鈴木 修一

ターゲット 17.17 TEL: 924-3471

SDGs ターゲット 17.17 「効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する」

町内会加入促進について、「郡山市における町内会への加入促進に関する協定」に基づく第2回情報交換会を行います。

1 日 時 1月30日(月) 午後2時から

2 場 所 郡山市総合福祉センター5階 集会室

- 3 出席団体
- (1) 郡山市自治会連合会
会長 鈴木 光二様 ほか
 - (2) 公益社団法人福島県宅地建物取引業協会郡山支部
支部長 阿部 光司様 ほか
 - (3) 公益社団法人全日本不動産協会福島県本部
副本部長 岡部 純子様 ほか
 - (4) 郡山市
市民部市民・NPO活動推進課長 ほか

<郡山市における町内会への加入促進に関する協定>

町内会への一層の加入促進を図るため、「郡山市自治会連合会」、「公益社団法人福島県宅地建物取引業協会郡山支部」及び「公益社団法人全日本不動産協会福島県本部」と「郡山市」の4者で2020(令和2)年10月2日に締結しました。

【主な協定内容】

- ・自治会連合会及び市は町内会加入促進チラシ等を作成し、宅建協会及び全日本不動産協会に提供する。
- ・宅建協会及び全日本不動産協会は、当該協会会員が住宅の売買契約及びアパート等の賃貸借契約の仲介等を行う際に、契約の相手方に対して町内会加入促進チラシ等を配布することで、町内会加入の促進を促す。
- ・自治会連合会、宅建協会、全日本不動産協会及び市は、定期的な情報交換等を開催し、町内会への加入促進活動の円滑化を図る。